

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

島根県邑智郡邑南町

2 構造改革特別区域の名称

邑南町どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

邑南町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 自然的、地理的特性

邑南町（以下、「本町」という。）は、島根県中南部に位置し、西側は浜田市、北側は江津市・川本町・美郷町、南側は広島県安芸高田市・北広島町、東側は広島県三次市に接しており、面積 419.2 km²の広大な地域である。中山間地に代表的な盆地の多い地形で、東側の羽須美地域を始め低地の割合も多く、そのほとんどは標高 100～600mの地域となっている。また、瑞穂地域、石見地域の南側から西側にかけては中国山地の 1,000m級の急峻な地形も分布している。

地域の東部と広島県との境には、中国地方最大の河川である江の川が流れており、出羽川、濁川とその支流など江の川に流入する多くの河川の浸食により、盆地と山地が組み合わせられた素晴らしい景観をもたらしている。

気候は、日本海性気候に属し山地性の気候で夏に雨が多く、日中と夜間の温度差が大きい山間地特有の気候である。

(2) 人口

昭和 35 年の人口は 25,547 人であったが、昭和 40 年代の高度経済成長とともに若者は、都会へと流出していった。平成 22 年の国勢調査では、人口は 11,959 人、世帯数は 4,510 世帯となっている。年齢別人口割合は、15 歳未満が 10.6%、15～64 歳が 48.8%、65 歳以上が 40.6%と少子高齢化が進んでいる。

(3) 産業

昭和 35 年の産業 3 部門別の就業人口比率は第 1 次産業 76.6%、第 2 次産業 5.0%、第 3 次産業 18.4%であった。その後、第 1 次産業が減り続け、平成 2 年には第 1 次産業 30.0%、第 2 次産業 34.5%とその比率が逆転した。平成 22 年の国勢調査では就業者数は 5,942 人で、第 1 次産業 23.6%、第 2 次産業 19.1%、第 3 次産業 57.3%となっているが、産業分類別に

みると農林業が 23.5%と最も多く、次いで医療・福祉 20.2%、製造業 10.0%、卸売業・小売業 10.0%、建設業 8.9%と続いている。

(4) 地域の特徴

観光客数は、平成 23 年においては 44 万人となっている。目的別にみると、町内の最大の観光資源は西日本最大級のスキー場である「瑞穂ハイランド」の約 16 万人で、次に「香木の森公園」の約 9 万 7 千人、「いこいの村しまね」の約 6 万 6 千人に続く。

近年では、従来の「観光」に加え、地域資源を活かした新たな商品・サービスを付加させた 6 次産業化を目指し、建設業を母体とした宿泊旅館業、ブルーベリーやさくらんぼ等の果物の栽培と販売を行う企業などが新たな産業を形成しつつある。

また、農家民宿、農家民泊経営者による邑南町田舎ツーリズム推進研究会による地域一体となつてのグリーンツーリズムの取り組みや、飲食店が中心となり、地元産品や農業資源を活かした体験型サービスを提供している。

さらに本町では、基幹産業である農林業を中核とした産業振興を推進し、経済の発展、雇用の創出、所得の拡大、定住の促進を図るための戦略として「邑南町農林商工等連携ビジョン」を平成 23 年 3 月に策定した。

その中では「A 級グルメ立町」の実現を目指して農林商工が連携し、「生産」「加工」「料理」「交流」の各産業分野の革新、各産業群をつなぐストーリーである、「ここでしか味わえない食や体験＝A 級グルメ」の創出を通じた地域ブランドの構築を目指し、関連産業の振興と雇用機会の拡大を図っている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本町の産業は、米作農業が基幹をなしているが、米の消費の減少、米価の低迷、農業担い手不足による耕作放棄地の拡大と様々な問題を抱えている。また、少子高齢化の進行とともに若者の都会への流出が続き、地域コミュニティの運営もままならなくなった集落や小学校の廃校により活力の低下が危ぶまれる地域などが現れている。

その様な中、田舎ツーリズムの宿を始め、農業体験施設や棚田オーナーなど地域住民が主体となった都市農村交流の取り組みが活発に行われており、米粉パンを始め、地域農産物を活用した商品開発なども進められている。

今後、707（708）の活用により、これまでの活動に加え、特定酒類（その他の醸造酒（以下「濁酒」という。））の製造・提供を行うことでより一層、地域資源のブランド化を推し進めるとともに、グリーンツーリズムの推進による都市交流の活発化、地域農業の維持・活性化を図りたい。

6 構造改革特別区域計画の目標

707（708）の活用により濁酒の製造・提供を行い、

- (1) 農家民泊や農家レストラン、体験農園など田舎ツーリズムの充実
- (2) 都市農村交流の活発化による観光客受け入れ態勢の充実
- (3) 農林商工の連携による特産品ブランドの確立

を実現し、農家等の所得向上や地域住民の活力増大による持続可能な営農体制の確立を目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画の実施により、農家民宿等の取組みを促進し、観光客等の受け入れ、おもてなしの体制を充実し、通過・日帰り型観光から滞在型観光への転換を図る。

濁酒に加え、地域の特産物を使った郷土料理の提供、豊かな自然と田園風景、おもてなしの心により、心と体で味わう田舎体験を観光等来客者に提供し、「おおなんファン」が増加することで交流人口の拡大や地域特産品の消費・販売の増加、地域農産物の消費拡大が見込まれ、農家にとっては、新たな起業として所得の向上、農業生産意欲の向上とともに、地域活性化につながるものと期待される。

	平成23年	平成25年	平成30年
農家民宿等による濁酒製造件数	0件	1件	3件
観光客入込数	440,729人	442,000人	445,000人
農家民宿・農業体験等受入人数	1,000人	1,200人	1,500人

8 特定事業の名称

707（708）特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規則の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、農家民宿等の酒類を自己の営業場において飲用に供する業(旅館・民宿・レストラン・飲食店等)を併せ営む農業者で、米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料として特定酒類(その他の醸造酒(以下「濁酒」という。))を製造しようとする者

3 当該規則の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

邑南町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、特定酒類の提供を通じて地域の活性化を図るため濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿や農家レストランを営む農業者が、米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)を原料として特定酒類(濁酒)を製造する場合において、製造免許に係る最低製造数量年間6キロリットルの基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、観光等来客者をもてなすために特定酒類(濁酒)の提供が可能となることで、地域資源を活かした交流産業に大きく魅力を持たせることとなり、交流人口の拡大とともに、農家の新たな起業として農家所得の向上、また地域農業の生産意欲の向上と地域の活性化につながるものであり、当該特例措置の適用が不可欠である。

なお、特定酒類の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき、酒税額等の申告及び納税、酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要がある。

町は、無免許製造を防止するために制度内容を広報周知するとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。